

## 公益社団法人 日本経営工学会 研究発表大会約款

- 第1条 公益社団法人日本経営工学会(以下、「本学会」といいます。)が主催する研究発表大会の参加及び発表に関する契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。
- 2 本学会が法令に反せず、かつ、参加者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### (用語の定義)

- 第2条 この約款で「研究発表大会とは、本学会が本学会会員等を対象として主催する研究発表大会、および本学会と覚書を締結した学術団体等と共同で開催する学術会議のことをいいます。
- 2 この約款で「発表希望者」とは本学会で研究発表の申込みを行おうとする者(連名者も含む)をいいます。
- 3 この約款で「発表者」とは本学会が研究発表の申込みを受理した者(連名者も含む)をいいます。
- 4 この約款で「参加者」とは、「発表者」および研究発表大会において発表を聴講する者等をいいます。
- 5 この約款で「招待講演者」とは、本学会が講演等を依頼した者をいいます。

### (研究発表大会の内容)

- 第3条 本学会は、本学会会員等の研究成果の公表の場として、別に定める方式で研究発表大会を開催します。
- 2 研究発表大会では、招待講演者等による特別講演等を行うことがあります。
- 3 研究発表の方法は付表1に定める要領によります。

### (研究発表)

- 第4条 研究発表希望者は、募集要項に従って発表申込みを行い、募集要項に定める期日までに、付表1に定める様式に従った予稿を提出するものとします。発表申し込みを行った者は第5条に定める登録料を納入するものとします。ただし、本条第2項に定める場合を除きます。
- 2 本学会は発表希望者が前項のすべてを履行した場合に、発表申込を受理し、発表者と認めます。ただし、本学会は発表内容について審査を実施し、発表申し込みを受理しないことがあります。この場合、登録料を返還することがあります。
- 3 発表者は原則として全員、発表会場に臨席する義務を負います。
- 4 研究発表大会での発表は特許法第30条第1項に定める「新規性の喪失の例外」に

において、公知日(研究発表大会の第一日目)から1年間は新規性があるものとして特許を出願することができます。

(研究発表大会登録料)

- 第5条 研究発表大会に参加する者は、別途定める登録料を納入しなければなりません。  
なお、一旦納入された登録料は第4条第2項および、第7条第3項に定める場合を除き、理由の如何を問わず返還しません。
- 2 第1項にかかわらず本学会は招待講演者等の登録料は別途定めます。

(参加者等の交替)

- 第6条 参加者は、契約上の地位を第三者に譲り渡すことできないものとします。

(契約内容の変更)

- 第7条 本学会は、天災地変、戦乱、暴動、運送・大学・会議場等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当学会の関与し得ない事由が生じた場合において、研究発表大会の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、参加者に速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、研究発表大会の開催(以下「契約内容」といいます。)を中止または変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後の説明となる場合があります。
- 2 前項の場合において、通信回線を用いた大会開催等、代替の方法によって研究発表大会を開催する場合があります。
- 3 第1項の場合において、研究発表大会を中止した場合、登録料の全部または一部を返還します。ただし、研究発表大会の一部が実施された場合は登録料を返還しません。
- 4 第1項の場合において、やむを得ず研究発表大会の全部または一部を中止とした場合、発表者が希望する場合、当該報告が行われたものとみなします。なお、発表者の希望により、当該報告が行われたと見なす場合、連名者も含めて登録料は返還しません。

(発表者の欠席)

- 第8条 発表者が予稿集を提出しない場合、または報告を行わなかった場合、当該発表は取り消されます。この場合は登録料は返還しません。
- 2 発表者が交通遅延等により、学会発表を行うことが不可能な場合、代替措置を講じる場合があります。

(契約締結の拒否)

第9条 本学会は次に掲げる場合において、研究発表大会における発表および参加を拒否する場合があります。

- (1) 学術倫理に反する、もしくは本学会の品位を毀損する発表であるとき。
- (2) 本学会が剽窃、二重投稿等の研究不正のおそれがあると認めたとき。
- (3) 参加者が他の参加者に迷惑を及ぼし、または本学会の研究発表大会の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4) 参加者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (5) 参加者が、学会の参加者に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (6) 参加者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて本学会の信用を毀損し若しくは本学会の活動を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) その本学会の業務上の都合があるとき。

付表 1

予稿集	A4 サイズ 2 枚を原則とし、報告のタイトル及び発表者(所属)を記す。本文は 2 段組とする。
発表時間	研究発表の時間は 1 件 20 分とし、15 分を報告 5 分を質疑応答にあてる。
セッション	研究発表は原則 3 件を 1 セッションとし、司会者が進行する。

付則 本約款は 2024 年 8 月 1 日より施行する。